

児童福祉法に基づく社会福祉法人 翠燐会 グリーンヒルキッズ・ジュニア

(放課後等デイサービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 翠燐会（以下「事業者」という。）が設置するグリーンヒルキッズ・ジュニア（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害児の保護者の所在する市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定放課後等デイサービスに関する指針（以下「放課後等デイサービスガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

5 事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

(虐待の防止及び身体拘束廃止等のための措置に関する事項)

第3条 事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止及び身体拘束廃止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるようにする。

1 虐待の防止

(1)従業者への研修を実施する。

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討（虐待の未然防止・虐待事案発生時の検証・再発防止策の検討等）結果を従業者に周知徹底する。

(3)虐待の防止等のための責任者の設置を行なう。

2 身体拘束等の廃止

(1)身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な

い理由その他必要な事項を記録する。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 グリーンヒルキッズ・ジュニア

(2) 所在地 千葉県八千代市ゆりのき台 1-2-3 角崎ビル 2 階 201 号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤・兼務可)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名以上(常勤・兼務可)

放課後等デイサービス計画を作成し、通所給付決定保護者（法第 21 条の 5 の 5 に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。）及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6 月に 1 回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

2 個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。

3 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

4 担当者等を招集して行う会議(個別支援会議)について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることがある。

5 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援 管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。

6 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

(3) 児童指導員・保育士 2名以上

放課後等デイサービス計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。

2 「常勤換算方法」(育児・介護休業法)所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

3 「常勤」人員基準において常勤要件が設けられている場合、「産前産後休業・育児休業・介護休業・育児休業に準する休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることをとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 10時30分から19時30分までとする。

ただし、祝祭日、並びに学期休み中の月曜日～金曜日及び学校行事による振替休日等は9時から18時までとする。

(3) サービス提供日

第1単位：月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日、学期休み中の月曜日～金曜日及び学校行事による振替休日等を除く。

第2単位：祝日、並びに学期休み中の月曜日から金曜日及び学校行事による振替休日等のみとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

第1単位：14時から17時までとする。

第2単位：11時から16時までとする。

(上記時間以外の延長支援)

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 第1単位：10名

(2) 第2単位：10名

(放課後等デイサービスの内容)

第8条 放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

一 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った支援を行う。

二 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った支援を行う。

三 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

四 健康状態の確認

五 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

六 相談、助言に関すること。

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適當と認められるものの実費(おやつ代1回150円・事業所外活動費実費)。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、八千代市の全域及び千葉市花見川区・佐倉市井野・佐倉市西志律とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 障害児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう、説明を行うものとする。

一 室内外の機器等の使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 けんか、口論その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他業務上必要な指示に従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第21条5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(感染症及び災害の業務継続と地域連携)

第16条

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するものとする。

1 感染症対策

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底に努め、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を行なう。

2 業務継続に向けた取組

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練の実施等を行なう。

3 地域と連携した災害対応

災害への対応において、地域との連携が不可欠であり、事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後6ヶ月以内に行なう。

（2）継続研修 年1回以上実施する。

2 職員は、その業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の同意を得ておかなければならぬ。

5 事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。

6 事業所は、概ね1年に1回以上、放課後等デイサービスガイドラインを踏まえて、提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行い、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

7 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

8 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

9 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

10 職場におけるセキュアなシステムやワーカスマート（以下「職場におけるワーム」）という。の防止のための雇用管理上の措置を講じる。

11 事業者は、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改

善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

12 事業者が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行い、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示す。

13 事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)を策定・公表する。

14 事業者は、障害児が放課後等デイサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにして、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

15 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人翠耀会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。